

「地域共生社会の実現」の展開について ～地域づくりにおける主任相談支援専門員の基本姿勢～

岡部 正文（東京都・荒川区）



相談支援従事者の人材育成及び相談支援専門員とピアサポート専門員の協働支援モデルの普及と独立型相談支援事業所の促進に尽力しています。

- 平成26年～：一般社団法人 ソラティオ 代表理事
- 平成27年～：相談支援センターあらかわ 所長
- 平成28年～：荒川区精神障害者相談支援事業所 所長
- 令和 2年～：荒川区基幹相談支援センター 所長

厚生労働省 相談支援従事者指導者養成研修（コア検討委員）
厚生労働省 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業（広域アドバイザー）
特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会（理事）
一般社団法人 地域で暮らそうネットワーク（理事）
福祉分野における各種ファシリテーション研修（講師）



7/1（金）13～15時の進め方

時間	分	形式	内容
13：00～13：10	10	説明	単元の位置づけと進め方について説明
13：10～13：30	20	講義	権利条約の理念の実現と地域共生社会の関係性
13：30～13：50	20	GW	地域共生社会の実現に向けた主任相談支援専門員の使命のポイント
13：50～14：00	10	休憩	
14：00～14：20	20	講義	基幹相談支援センターが包括的相談支援体制の構築に果たす役割
14：20～14：40	20	GW	主任相談支援専門員が行う地域づくりの意義のポイント
14：40～14：55	15	講義	玉木さんからの補足講義
14：55～15：00	05	予備	

告示・通知				シラバス	
科目 (告示)	科目 (通知)	獲得目標	内容	獲得目標	
4. 地域援助技術に関する講義及び演習	多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法 〔講義・演習 150分〕	多職種協働（チームアプローチ）による支援を展開するための知識と技術を深めるとともに、効果的な展開方法について修得す	・医療、保健・福祉・介護・教育・雇用、司法・行政等との多職種協働における課題を認識し、円滑で効果的な連携を図るために必要な知識や展開方法を修得するために実践事例を用いた講義及び演習を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 多職種協働（チームアプローチ）について、基本的な考え方 必要とされる力 必要とされる知識 必要な技術 効果的な展開方法が説明できる。 2 多職種協働（チームアプローチ）の効果的な展開方法についてポイントが整理できる。 3 多職種協働（チームアプローチ）の効果的な展開ができる。 	
	基幹相談支援センターにおける地域連携及び地域共生社会の実現 〔講義 120分〕	研修内容を振り返るとともに、地域共生社会の実現に向けて基幹相談支援センター等において主任相談支援専門員が担うべき役割について理解する。	<p>・基幹相談支援センターの機能や設置方法、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の役割について振り返りの講義を行う。</p> <p>・これまでの講義や演習を振り返り、地域共生社会のあり方とその実現に向けた、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員の役割について理解するための講義を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹相談支援センターの設置経緯、設置状況、運営形態について理解する。 2 基幹相談支援センターの役割 総合的・専門的な相談支援 地域の相談支援体制の強化 地域移行・地域定着の促進 権利擁護・虐待の防止について理解する。 3 協議会の運営と活用について理解する。 4 基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員の役割と機能を説明できる。 <p>権利条約の理念の実現と地域共生社会の関係を理解する。 地域共生社会の実現に向けた主任相談支援専門員の使命を理解する。 基幹相談支援センターが包括的相談支援体制の構築に果たす役割について理解する。 主任相談支援専門員が行う地域づくりの意義について具体的に理解する。</p>	

障害者権利条約と地域共生社会

【障害者権利条約】

障害者が障害のない人と同じように、地域でどこで誰と住むか選択でき、建物や交通機関を利用でき、情報が保証されることや、障害のない人と共に学ぶインクルーシブ教育を受ける権利などを定めており、**障害を持つ人が障害のない人と同じように生活することができるようになる事を目的に作られている。**

【地域共生社会】

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。**

(「地域共生社会」という文言は、H28年6月2日にニッポン一億総活躍ではじめて使用)

障害者権利条約と地域共生社会

平成19年：障害者の権利に関する条約に署名

平成23年：改正障害者基本法の制定（批准に向けた国内法整備の一環）

※「医学モデル」→「社会モデル」への転換及び「合理的配慮」の概念の導入。

平成26年：障害者の権利に関する条約の批准

平成28年：障害者差別解消法の施行

障害を理由とする不当な差別の禁止や、合理的配慮の提供を定めており、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障される共生社会の実現を目指す。

平成29年：日本の将来推計人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所）によると、総人口は長期の減少過程に入り、2040年には1億1,092万人、65歳以上の高齢者が人口の3割を超え、2053年には総人口は1億人を割る見込み。

少子高齢、人口減少社会となった我が国は、社会保障費がいっそう増大し、現役世代の人口減少が本格化することとあいまって、これまでの枠組みに基づく社会保障制度を維持し続けることには限界がある。

それらを受けて、厚生労働省は「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、包括的な課題解決や相談支援体制など「丸ごと」の地域づくりを進めていくことをめざし、地域共生社会の実現に向けた歩みを進めている。

障害者支援に関する法制度の体系

憲 法

障害者権利条約

障害者基本法

障害者差別解消法

知的障害者福祉法

障害者総合支援法

身体障害者福祉法

精神保健福祉法

(自立支援)協議会

発達障害者支援法

障害者虐待防止法

児童福祉法

障害者雇用促進法

共生社会と地域共生社会の整理

共生社会（土台）

●障害者基本法（第一条：目的）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく**基本的人権**を享有する**かけがえのない個人**として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**全ての国民**が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会**

●障害者総合支援法（第一条の二：基本理念）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく**基本的人権**を享有する**かけがえのない個人**として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**全ての国民**が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会**

対象：**全ての国民**

理念：**基本的人権の尊重**

障害の有無によつて分け隔てられない
相互に人格と個性を尊重

地域共生社会

●社会福祉法（第四条：地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、**地域住民**が**相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会**の実現を目指して行わなければならない。

対象：**地域住民**

理念：**相互に人格と個性を尊重**
参加

障害者権利条約と地域共生社会の目指すところは、障害の有無にかかわらず、誰一人置き去りにしないインクルーシブな社会の実現である。

地域共生社会の実現に向けた 主任相談支援専門員の使命のポイントとは？

都道府県研修で抑えておくべきこと

基幹の主任

協働する事項

特定の主任

--	--	--

基幹相談支援センターが包括的相談支援体制の構築に果たす役割

課題

相談支援の質の向上

目指すもの

持続可能な
地域生活支援



地域移行

高齢化

障害の重度化

医療的ケアの
必要な児者

自然災害

②
人財の
育成

①
体制の
整備

③
運営と経営

障害者の
尊厳の確保、
社会参加等

共生社会
の実現

基幹相談

支援セン
ター



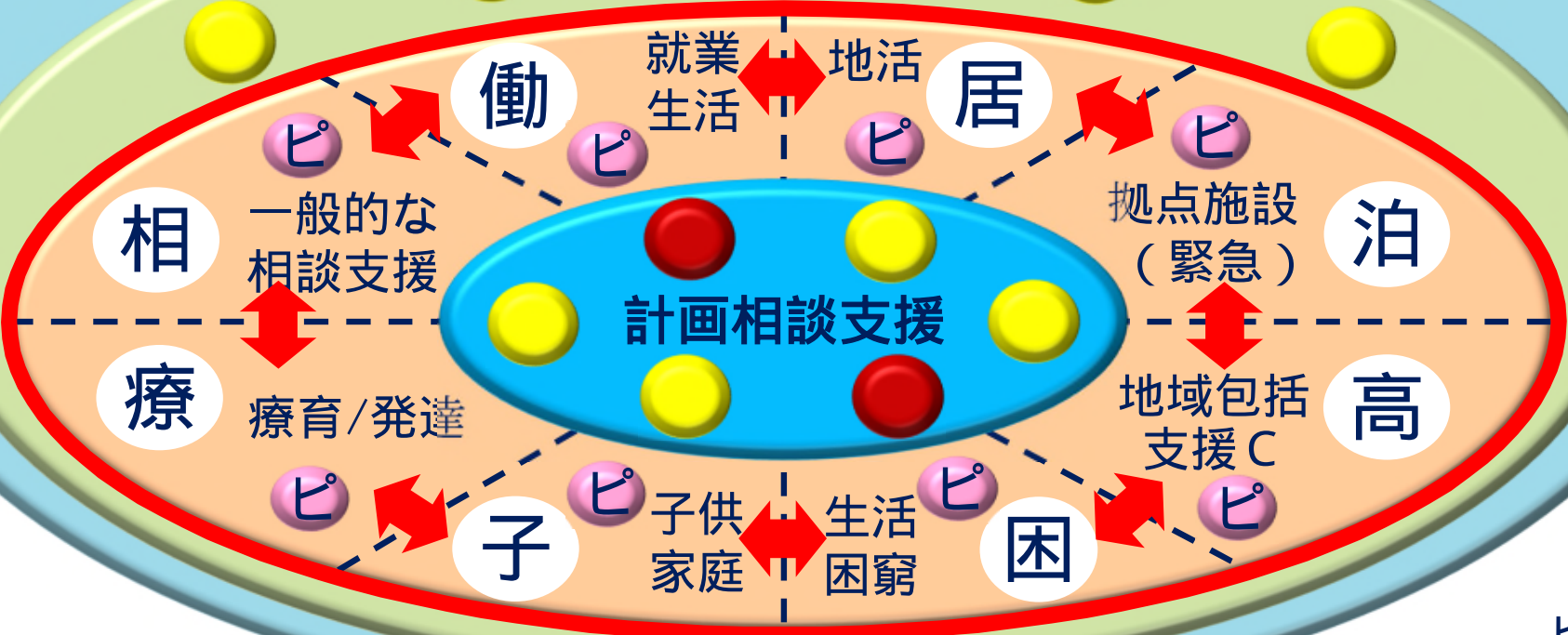
相談支援事業所



サービス提供事業所

全国

県内



ピアスタッフ
(親もあり)

連携できる体制を構築する役割

基幹相談 C

協議会

行政

法律 (障害者基本法/障害者総合支援法等)

条約 (障害者の権利条約/子どもの権利条約等)

日本国憲法

包括的相談支援体制の構築に果たす役割

相談の支援



オールケアマネで培ったネットワークを活かしてコーディネートを行い、事例を通じて相談支援体制の更なる強化を図る。

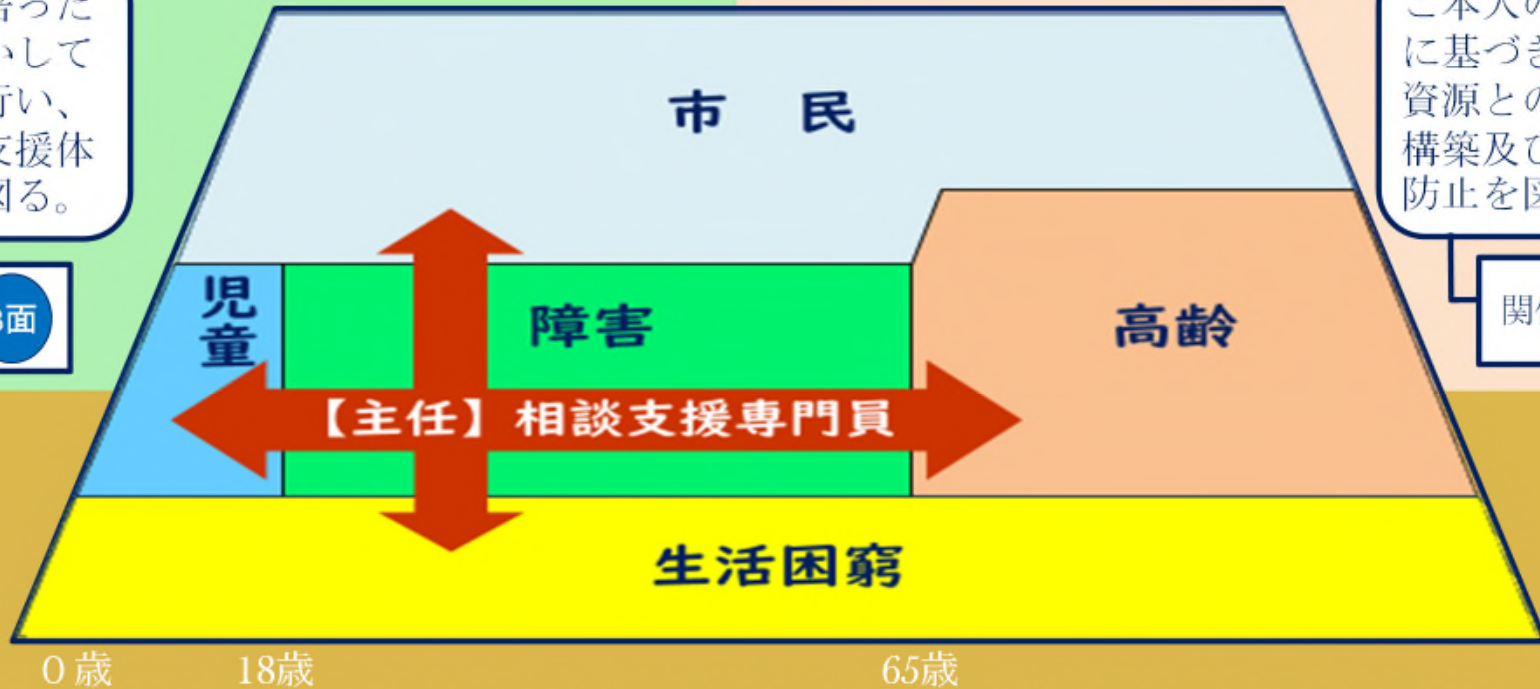
相談支援
専門員の A面 B面



参加の支援

ご本人の興味・関心等に基づき、様々な社会資源とのつながりの再構築及び社会的孤立の防止を図る。

関係者の A面 B面



重層的支援
体制整備

地域生活
支援拠点

精神障害にも対応
した地域包括ケア
システム

居住支援

医療的ケア

災害対策

ご当地ならではの地域づくり

基幹センター・委託相談

特定相談支援事業所

- 1. 総合相談
- 2. 体制整備
- 3. 移行・定着
- 4. 権利擁護

- 1. 福祉サービス利用のための情報提供、相談
- 2. 社会資源の活用のための支援
- 3. 社会生活力を高めるための支援
- 4. ピアカウンセリング
- 5. 専門機関の紹介 等

基幹
センター

マクロ

主任者

制度・政策アプローチ

協働

委託
相談

メゾ

現任者

コミュニティアプローチ

ミクロ

委託
相談

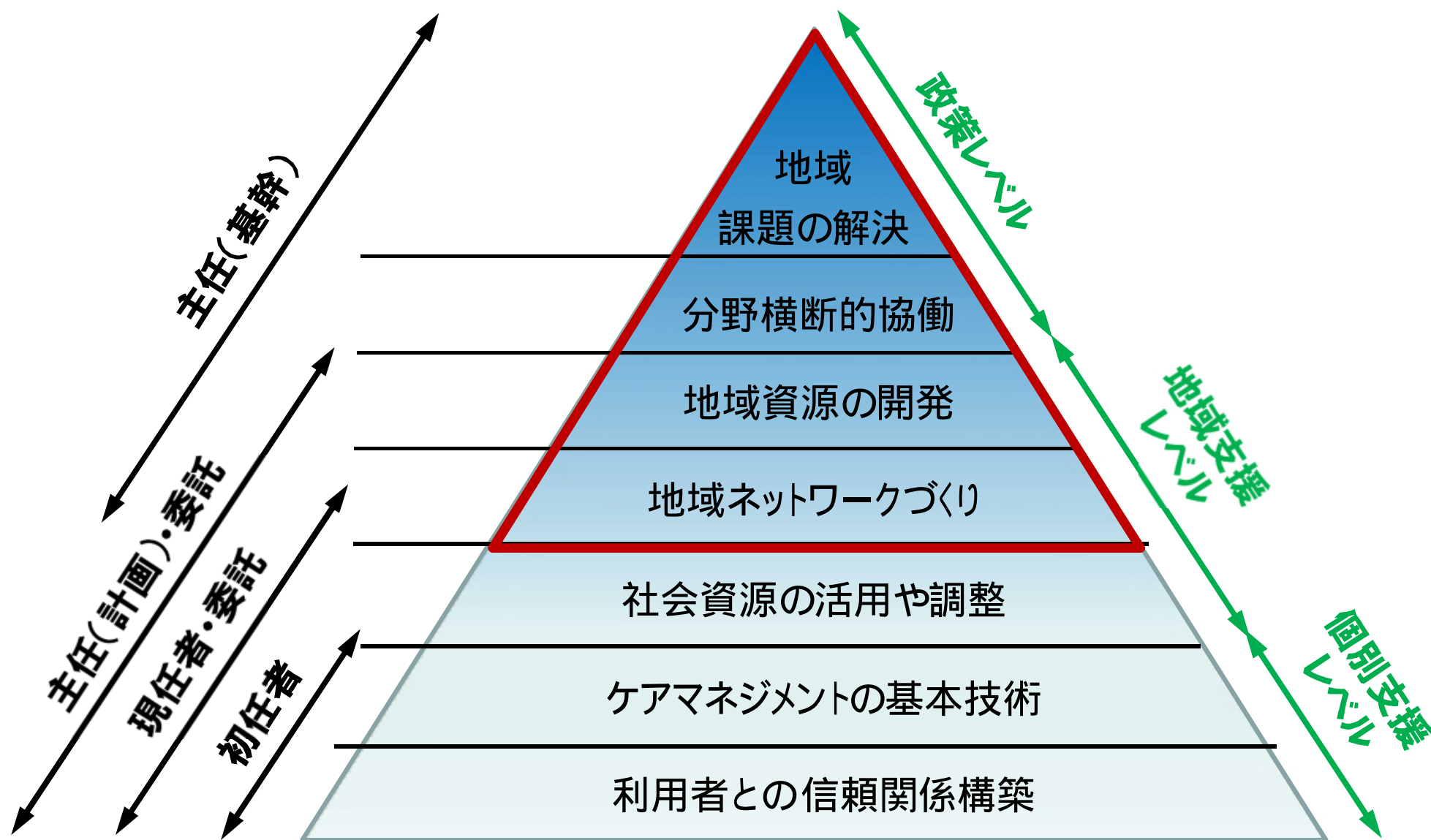
初任者

個別のアプローチ

障害福祉サービスの利用なし

障害福祉サービスの利用あり

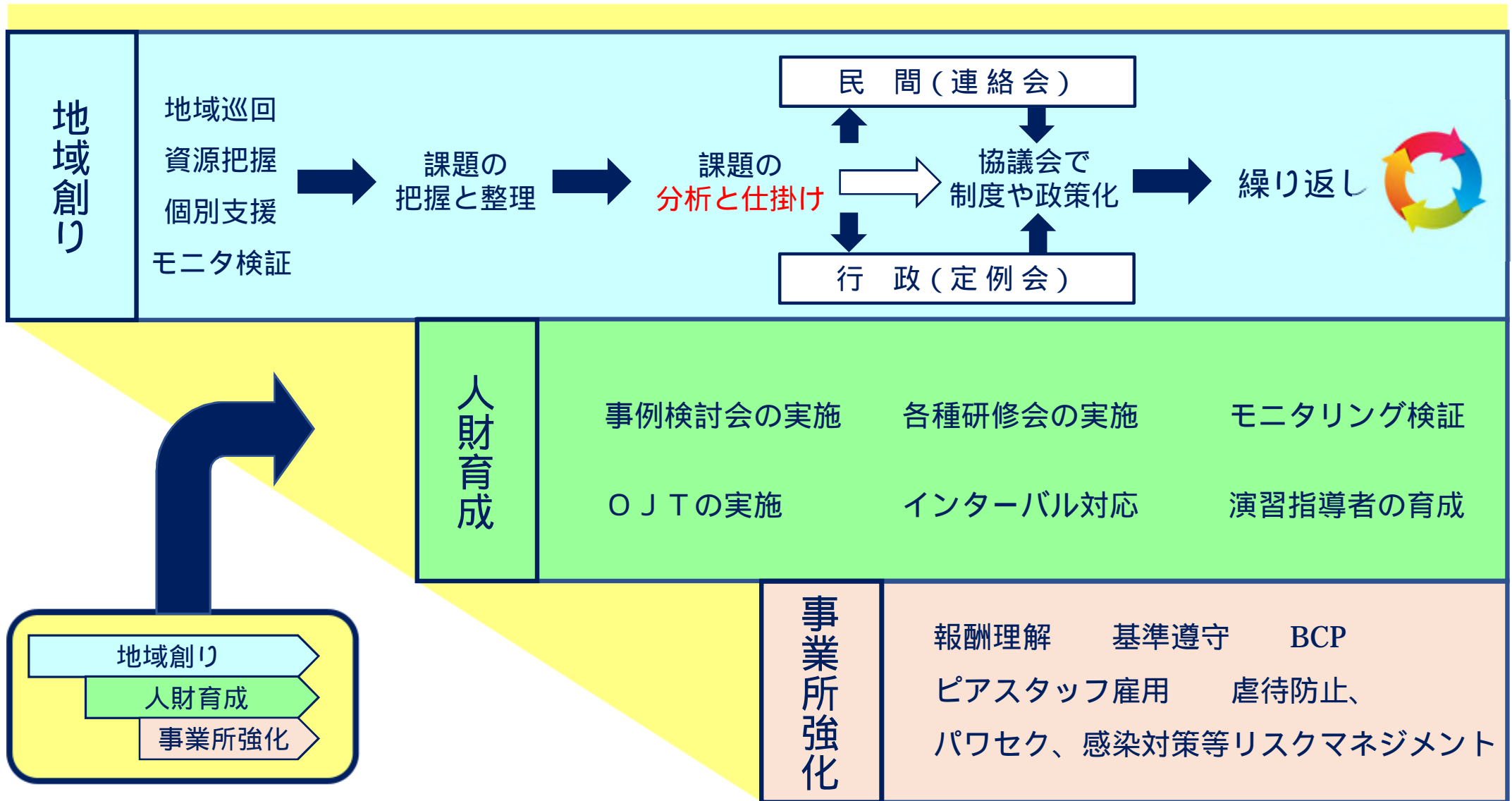
2-(1)-① 相談支援のレベルと地域づくり



基幹相談支援センターの必要な取組み（例）

理念：共生社会の実現

取組の流れ



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、専門的職員の配置、地域移行・地域定着の取組、地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

令和2年4月時点設置市町村数:778(44.6%) / 1741
(一部共同設置)

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- 総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - 専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- 成年後見制度利用支援事業
 - 虐待防止
- 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- 入所施設や精神科病院への働きかけ
- 地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- 相談支援事業者への専門的指導、助言
- 相談支援事業者の人材育成
- 相談機関との連携強化の取組



運営委託等

協 議 会

相談支援事業者

相談支援事業者

相談支援事業者

児童発達支援センター
(相談支援事業者)

包括的相談支援体制の構築を果たすための検証

基幹相談支援センターの4つの機能はそれぞれが分離・独立して展開されるものではなく、地域創り・人材育成・事業所強化の3つのワークと相互に関連し、全ては【権利擁護】と【人材育成】につながっている。このシートに日頃の活動を入力すると「地域の特徴」や「活動の根拠」が整理できると同時に、地域課題も浮き上がってくる。

自己検証➡他者検証

3つのワーク	① 地域創り【ネットのワーク】	② 人材育成【チームのワーク】	③ 事業所強化【ビジネスのワーク】
具体的な行動 4つの機能		①事例検討会の実施 ②各種研修会の実施 ③モニタリング検証 ④OJTの実施 ⑤インターバル対応 ⑥演習指導者の育成	①相談支援事業所の経営（報酬の理解） ②相談支援事業所の運営（基準の遵守） ③BCP（事業継続計画）の作成 ④ピアスタッフ雇用の推進 ⑤虐待防止、パワセク、感染対策等 リスクマネジメントの確保
官民協働	役所との定例会と相談支援事業所連絡会の両輪があってこそ、官民協働が可能となる。	どの活動も官民協働で実施することが必要。	地域に必要な事業所数、相談支援専門員数、主任数を官民協働で確保することが必要。
① 総合相談	個別の相談を通じて地域診断及び地域課題を把握し、必要な体制整備の素材を収集できる。	相談支援専門員のOJT（個別支援・ケア会議）を通じて、質の向上を図る。	事業所毎、相談支援専門員毎の強み（地域の財産）を把握し共有化を図ることが必要。
② 相談支援体制整備（人材育成を含む）	多機関（特支、医療、社協等）、多分野（福祉、教育、経済、健康）との連携の充実・強化を図る。	地域の実情に応じて、多様な人材育成を実施し、質の向上を図る。	協働型事業所を推進して、質の向上を図ることが必要。
③ 地域移行・定着（協議会を含む）	地域生活支援拠点、にも包括、重層的支援体制整備を協議会を通じて整備できる。	協議会を通じて、地域創り・人材育成・事業所強化の3つのワークを連携させ、質の向上を図る。	制度間の狭間を埋めるために、各委託事業同士の面的な連携を推進することが必要。
④ 権利擁護（虐待・差別解消）	地域巡回等を通じて地域課題を把握し、課題の解決を図る活動は全て権利擁護につながる。	特に意思決定支援の推進を通じて、権利擁護・権利行使の推進を図ることが必要。	相談支援事業所が事業を安定的・継続的（BCP等）に運営されることが権利擁護につながる。

地域の実情によって
記入内容は異なる

全ては人材育成につながる（＝相談支援の質の向上）※主任相談支援専門員の活用と活躍

基幹相談支援センターと特定相談支援事業所における主任相談支援専門員の役割（案）【2021年度版】

	基幹相談支援センター	協働	計画相談
人材育成 チームワーク	地域全体の実情に応じて、相談支援の質の維持を図る中核的な役割 ・モニタリング検証 ・研修の企画、実施	地域の相談支援の質の確保を図る役割 ・定例的な事例検討の実施 ・初任者、現任研修における実地研修の対応	事業所（他事業所含）の実情に応じて、相談支援の質の向上を図る中心的な役割 ・同行研修 ・定例会議による情報提供
体制整備 ネットワーク	多機関協働の支援体制の整備、ネットワークの構築 ・地域生活支援拠点 ・にも包括ケアシステム ・医療的ケア ・重層的支援体制整備	（自立支援）協議会を通じた地域の支援体制の整備と社会 地域の実情によって 記入内容は異なる	多機関（委託等の事業）連携の技術的助言、指導 地域課題の抽出及び協議会への報告
運営経営 ビジネスワーク	運営や経営の助言及びコンサルテーション ・虐待の防止、パワセク、感染症対策、業務継続計画	協働型事業所体制に係る検討 地域のピアサポート体制に係る検討	関係法令や運営基準の遵守 報酬の理解と活用の推進 労働環境の整備 リスクマネジメント含

今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

第9回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会 平成29年2月7日(資料1)

ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 世帯全体、個人を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 分野横断的・業種横断的な社会資源との関係形成
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

地域づくりにおける主任相談支援専門員の**基本姿勢**

相談支援専門員に必要な
倫理・価値・知識を基盤として・



- ① 本人中心支援と意思決定支援
- ② 相手の人生に敬意を払い学ばせてもらう**謙虚な姿勢**
- ③ 積極的にアウトリーチし、地域を知り、**住民や地域資源とつながりを作る姿勢**
- ④ 制度・政策を十分に理解した上で、**行政と適切な緊張関係の中でのパートナーシップを組む姿勢**
- ⑤ 様々な人や資源を活用して地域づくりをするために**参集者の心理的安全性を担保する姿勢と技術**

主任相談支援専門員が行う地域づくりの意義 のポイントとは？

都道府県研修で抑えておくべきこと

基幹の主任

協働する事項

特定の主任

--	--	--